

宮城県行政評価委員会 政策評価部会  
福祉分科会（平成18年度第2回）審議要旨

日 時 平成18年7月31日（月）13時30分～16時30分  
場 所 県庁 1802会議室

- 1 開会
- 2 議事
  - （1）施策評価の説明・質疑  
政策6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり の各施策  
政策24 男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成
  - （2）政策評価の説明・質疑  
政策2 どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり  
政策6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり  
政策24 男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成
- 3 閉会

出席委員 濃沼信夫委員、関田康慶委員

---

- 1 開会
- 2 議事

政策2 どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり

医療整備課長より説明

（関田委員）

・圏域別の満足度をどのように考えて施策決定をしているのか。例えば特定の地域で施策の満足度が低いなど。

（医療整備課）

・圏域ごとの優先度や満足度が出されているが、特に、救命救急センターが整備されていない栗原・登米地域では早急な対応が必要だと考えている。市町村職員でも優先度が高いので、圏域で要望が高いものについては、圏域ごとのニーズにあわせて施策を展開していきたい。

（濃沼委員）

・政策評価指標などは10の二次医療圏で整理しているのに、満足度は7圏域で分析されている。なぜ医療圏の区分にあわせて10圏域で分析しないのか。どちらかに統一しないといけないのではないか。

(医療整備課)

- ・満足度調査は行政圏域の7圏域で調査をしているためである。医療圏は10圏域だが、一般的には7圏域で考えるものだと思う。

(関田委員)

- ・二次医療圏と7圏域はどの程度重なるのか。

(医療整備課)

- ・黒川、塩釜、名取、岩沼医療圏は医療圏として独立したが、7圏域にすると仙台圏になる。

(事務局)

- ・満足度調査の生データでは市町村ごとにデータを分類できるので、満足度調査結果を10医療圏で分析することができる。

(濃沼委員)

- ・満足度を医療圏と整合性をとったかたちで分析して、それに基づいて評価してはどうか。

(濃沼委員)

- ・政策評価指標「入院患者の自圏域内入院率」はどのようにして判定不能なのか。

(医療整備課長)

- ・患者調査を使った政策評価指標であるため、毎年度数値がとれない。地域保健医療計画を策定する前々年くらいに調査を実施しているが、今年度患者調査を実施するので、来年度以降はその数値を使った評価ができる。

(濃沼委員)

- ・3年毎にしか把握できない指標は毎年行う評価には使えないのではないかと。再検討されたい。

(濃沼委員)

- ・政策評価指標では、「周産期死亡率」はロングテール(ずっと低い値を保っている)になっているので、感度が悪い。達成度では、数値の変動がほとんどない「周産期死亡率」だけが「A」で、それ以外は「B」である。これで「適切」という評価でよいのか。評価は政策評価指標についてだけでなくと思うが、政策評価指標の達成度はどの程度考慮したのか。

(医療整備課)

- ・「A」が少ないのに「適切」でよいのか、甘いのではないかとということだが、そうかもしれない。

施策1の中核的な病院の整備では、担当課とすれば、今年度5月には石巻日赤病院がオープンしたということで、7つの中核的な病院のうち4つの整備が順調に進んでいる。このことから施策1は政策評価指標「入院患者の二次医療圏内入院率」は5年に1回の調査なので判定不能だが、「A」にしたいと思っているくらいである。

施策3の救急医療体制では、政策評価指標「救急搬送患者の二次医療圏内搬送率」を見れば「B」だが、救急搬送患者がここ5年で2万人くらい増えている中で、たらい回しもなく限られた70程度の救急告示医療機関で搬送患者を受け入れている体制を支援してきた自負がある。日々連携しながら施策展開をしている。

甘いかもしれないが、政策評価指標は「A」に近い「B」だと考えて、「適切」としている。

( 関田委員 )

・指標は1つである必要はない。なるべくたくさん指標を設定して、今の話を表現できるような指標が設定できればよい。

評価の最終的なチェックは基本票に基づいて行われるので、いくらやっても基本票に記載しなければ知らない人は分からない。

( 医療整備課 )

・政策評価指標「入院患者の二次医療圏内入院率」は5年に1回しか数値が変わらないのでは、毎年  
の評価に役立たないかもしれない。今回、中核的な病院の整備事業では、病院からの報告様式を詳細  
なものに変えて詳細なデータがとれるようになる予定なので、そこも含めて施策1の政策評価指標を  
変える方向で検討したい。

( 関田委員 )

・短期的にできるものと、効果があがるまでに時間がかかるものがある。そういう段階でプロセスを  
評価できるものとの組み合わせを考えて欲しい。

( 濃沼委員 )

・評価を客観的でわかりやすいものにするために数値化したり、「A」「B」、「大」「小」などを付け  
ているが、総合評価で「適切」とか「概ね適切」という表現になると、なぜそうなるのかが見えなく  
なる。そこをつなげる文言を書いてほしい。

例えば、結果は「概ね適切」であるが、より実態を反映した政策評価指標を用いた場合には「適切」  
となる可能性があるなどの記述があってもよいのではないか。

( 関田委員 )

・「適切」という言葉はいろいろな視点で見られてしまう。変更なしでこのままでよいとか、努力の  
結果「適切」になったという見方もある。関係者がどのように理解するのだが、あまり努力しなくて  
もよいと間違ったシグナルになる可能性があるので、「適切」はあまり多くない方がよい。

( 濃沼委員 )

・途中のプロセスでは数値化しているのに、最後に「適切」とか「概ね適切」などの表現を用いるこ  
とで誤解が生じるおそれがある。総合評価でも「75点」とか「Bプラス」「Bマイナス」のような判  
定の方が客観性があるかもしれない。

( 濃沼委員 )

・「適切」と「概ね適切」の間にもう一段階あるとよい。また、「課題有」はつけにくいのではないか。  
「課題有」と「概ね適切」の間にもう一段階あれば、つけやすいのではないか。「適切」「概ね適切」  
「課題有」の3段階から、5段階にすることも考えられるのではないか。全体の部会で議論する必要  
があるのではないか。

## 施策 1 救急搬送体制の整備

消防課長より説明

(濃沼委員)

- ・政策評価指標「県救急隊に占める救急救命士運用隊の割合」「活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合」「活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合」が達成度「A」なのに、評価が「適切」ではなく「概ね適切」なのはなぜか。
- ・総合的に判断するのは分かるが、「概ね適切」と判断した理由を具体的に書かないと第三者には伝わらない。何かネガティブな側面があるから「概ね有効」なのではないか。

(消防課)

- ・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」については全国値が未定であるためである。ほぼ「有効」に近い「概ね有効」と解釈していただきたい。

(関田委員)

- ・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」は、救急車が到着しても1時間立ち往生した場合など、病院までの時間はカウントされないのか。
- ・大事なのは、どちらかという病院に到着するまでの時間ではないか。
- ・なぜ到着までの時間にしているのか。

(消防課)

- ・病院までの時間はカウントされない。
- ・病院までの搬送時間を指標にするのも良いが、いろいろな障害があり、救急隊が現場に到着するまでの時間を指標としている。
- ・覚知から病院搬送までの時間でいうと、全国平均は30.0分である。宮城県は33.4分で平均を上回っており、下から数えた方が早い。30分のあたりには十数県ある。

(関田委員)

- ・救急の指標としてこの指標は有効だが、加えて「(救急車に)収容する時間がどのくらいか」、「現場をスタートしてから病院までの搬送時間」の3つくらいに分けないと、問題が見えない。例えば、救急隊は一生懸命早く行っているのに、結果的に病院の到着時間が遅いとなった場合とかそういう状態がわかる指標を作らなければならない。

(濃沼委員)

- ・政策評価指標の救急車の現場到着で、「実態を把握するものとはいえない」と言い切っているが、この記述はおかしいのではないかと。現場到着時間は実態を表していないのか。

(消防課)

- ・基本票(P.11 政策評価指標分析カード(2)指標の選定理由)の記述を「救急需要の増加により現場到着時間は全国的に長くなっており本県も例外ではない。このような状況下で、単純な本県の現場到着時間の経年変化の比較では、救急搬送体制の充実という施策の実態を示すものとはいえないため、全国と本県との対比值を指標とした」と訂正したい。

・全国的に搬送時間が延びている。宮城県も伸びているが、宮城県の数値を伸ばさないという指標だけでは、全国的に増えている状況では、経年変化としては正しくない。全国は増えているが、宮城県は全国より少ない伸び率にしようという目標である。

(濃沼委員)

・現場到着時間が長くなっていることは問題であり、現場到着時間は実態を表していることは間違いない。

(関田委員)

・全国値と対比しなくても、到着時間が長くなっているのは原因があるはずである。緊急の工事が増えているためとか、需要が増えたために救急車がフル回転ですぐに行けなくなっているとか、利用者が安易に救急車を使っているのかもしれない。地域によって理由が異なる可能性があるので、全国値と比較するののも一つの方法だが、県として時間が長くなっている理由を把握する必要があると思う。

・救急車を増やす方にいくのか、あるいはタクシー代わりに使うのはやめてくださいというような、需要を抑える方にいくのか、それを議論する必要がある。

・政策評価指標について検討しているのは良いと思う。

(濃沼委員)

・全国よりも宮城県の悪化は少ないということだが、政策評価指標は全国との比較をするよりも、現場到着時間を短くする目標にしてはどうか。全国的に時間が長くなっているという傾向であれば、目標を現状維持とか、少し長くなるように設定してもよい。

全国との比だけを見ていたら、全国平均とかい離があるということが隠れてしまい、宮城県が全国よりも長い時間がかかっているということがいつまでも解消されないのではないか。

(消防課)

・とりあえず全国平均に近づきたい、最下位から2番目を脱したいということでこの政策評価指標を設定した。

時間がかかるというのは、出動件数は増加しているが、有料化やトリアージ(選別。どの患者から治療するかという治療の優先順位のこと)の検討もなされているが、現場では難しい。交通事情にもよるが、台数も大切だが、救急隊の配置も増やせないで、難しい状況である。

収容時間まで把握すべきだという御意見は、その必要性があるとも思われるが、消防だけでは対応しきれないこともある。

(関田委員)

・救急搬送の情報は消防がにぎっている。医療機関や救急受入体制の整備は医療整備課が担当だが、医療整備課ではその情報を提供されないと対応できない。情報が共有されていて、医療整備課がしっかり対応していればよいが。

・収容してから病院に送るまでの時間を把握しておかないといけない。それがないと、連携情報としては使えない。

(消防課)

・情報提供について、県は一体となって取り組んでいる。医療整備課と連携して取り組んでいく

い。

(濃沼委員)

・救急隊の出動件数が増えて、現場到着時間も増えている。それは、救急車が増えていることとどう関係があるのか。高規格車が増えれば、出動件数が増えても到着時間が長くないですむのか。

・出動件数は年に4%程度増えているが、救急車も救急隊員も増えている。それなのに現場到着時間は延びている。救急車と救急隊員が増えたことでカバーできないのか。救急車と救急隊員が増えれば、普通は時間は短くなるのではないか。どのような原因で時間が延びているのか分析しているのか。

(関田委員)

・病院への搬送時間が延びれば延びるほど、救急車の実利用台数が減ったことになる。需要が増えたのと同じことになる。どちらが問題なのかは、収容してから病院に到着する時間が把握されていないと分からない。

(消防課)

・救急車や救急隊員が少ないということではなく、時間が延びている原因は、主に交通事情によるものと考えている。理由を全部分析はしていないが。

(濃沼委員)

・その理由を分析しないと対策がたてられないのではないか。采配が悪いことにより時間が延びているのか、しっかり采配されて効率的に動いているのに、救急電話が多すぎて搬送しきれないのか、よく考察しないといけない。

(消防課)

・県内消防本部の救急車配備状況によると、救急車は総台数の増減はなく、高規格救急車への移行が進んでいる状況である。これは、現場到着時間の短縮よりは、政策評価指標「県救急隊数における救急救命士運用隊の割合」で、救急救命士が搭乗して高度な救命活動を行うのに必要な装備を持った車ということで、そちらの方へ資する事業として行っているものである。

救急救命士がいない救急隊というものがあるので、それを減らしていこうという施策である。

(濃沼委員)

・原因として確かに交通渋滞もあると思う。ただし、7%も渋滞が増えているとは思えないので、よく分析してほしい。原因が交通渋滞と判断するには、救急車の走行距離や走行時間などのデータが必要だが、データがないのに交通渋滞と判断するのは、単なる思いこみかもしれない。

(関田委員)

・救急車の走行距離と時間を計っておけば、平均時速が計算できるので、救急車の渋滞による影響を把握できるのではないか。確かに高規格車が行くことで救命率は上がるかもしれないが、やはり早く病院に搬送することが大事だと思う。救急車に収容してからの時間も把握して、医療整備課と共有して解決してほしい。

## 施策 4 食品や水道水などの安全確保

### 食と暮らしの安全推進課長から説明

( 関田委員 )

- ・満足度のかい離をどのように検討したか。
- ・圏域・年齢ごとに分けて分析するといろいろなことが分かる。その辺のデータは検討したか。各圏域の産業などを考え合わせると、何か浮かび上がってくるのではないか。

( 食と暮らしの安全推進課 )

- ・重視度は高いが、満足度はそれほどではない。もっと満足度が高くてよいと思う。かい離は30である。
- ・市町村職員満足度の圏域ごとの状況などを見ると、各圏域でばらつきがあり、分かりにくく、分析しにくい面がある。

( 濃沼委員 )

- ・政策評価指標(食の安心安全取組宣言者数)は全体のうちどのくらいの割合を占めているのか、割合(%)で示さないと分からない。

( 食と暮らしの安全推進課 )

- ・政策評価指標の目標値の根拠として、生産者はほぼ100%という考えで設定している。事業者は三分の一としている。全てを取り込むのは難しいと考えている。

生産者は組合がしっかりしており、生産履歴などの取組をしているので、取り込むことは比較的可能である。しかし、事業者では団体で指導をしているところも少なく、事業主個人の考えによるので、取り込める数が少ない。

( 濃沼委員 )

- ・事業主の善意に依存しては、いつまでも消費者は安心安全を得られないのではないか。もしそういう目標を掲げるなら、事業者に対して意識啓発をする必要はないのか。

( 食と暮らしの安全推進課 )

- ・そのためにリーフレットを作成して各団体をまわるなどしているが、事業者に対する直接的なメリットがなかなか見えないので、浸透しない。

( 濃沼委員 )

- ・この制度の普及をはかるにはメリットを与えるようにしてはどうか。

( 食と暮らしの安全推進課 )

- ・財政的にも苦しく、メリットは与えられない。取組の宣伝はできるのだが、なかなか浸透しない。

( 濃沼委員 )

- ・全体に占める割合を把握することはできないのか。

( 食と暮らしの安全推進課 )

- ・目標値に対する割合は出せるが、生産者（事業者）全体に占める割合で表現することは難しい。

（濃沼委員）

- ・政策評価指標の目標値はこのままでよいとして、生産者（事業者）全体に占める割合を明記してほしい。

（食と暮らしの安全推進課）

- ・了解した。

（濃沼委員）

- ・自分で宣言しても良いのか。
- ・間違っていた場合、罰則はあるのか。

（食と暮らしの安全推進課）

・県は、どのような取組をしているかのひな型を用意している。例えば農家の場合、何の農薬をいつどのくらい使ったという履歴をずっと記帳していくかたちなどである。

・間違っていた場合には特に罰則はないが、食品一般事業者に対しては、買い取り検査を行っている。買い取り検査で異常が見つかった場合、保健所に連絡して相談することになる。保健所から指導することになる。

昨年は598個の買い取りを行った。不良食品は28件だった。これについては保健所から指導している。

営業者が自主的にやって違反した場合には違反とは認めていない。この制度は自主的な意味合いをもっているので、指導だけで済んでいる。保健所が検査をして見つかった場合は違反となる。

（濃沼委員）

- ・消費者はロゴマークがついた商品を行政がオーソライズしたものと思うのではないか。
- ・チェック機能として事業者には買い取り検査があるが、生産者には検査はないのか。

（食と暮らしの安全推進課）

- ・生産者には検査をしていない。
- ・農協単位で農薬等の自主検査をやることになっている。また、安全安心とは別な取組だが、今年の5月からポジティブリスト制度が施行され、検査体制を整えている。取組宣言をした者も当然検査対象になる。

（濃沼委員）

- ・それはこの制度とは別な仕組みである。もし制度でうたっている基準どおりでなかった場合、誰が責任を取るのか。万が一健康被害を受けた場合、消費者の補償はどうなるのか。

（食と暮らしの安全推進課）

- ・そういうことがないように取り組んでいる。取組宣言の手続はけっこう面倒である。「わたしはこういう安心なものをつくっていますよ」という意思表示だと考えている。あくまで自主基準というスタンスである。



(濃沼委員)

- ・被害が生じて、保障はない旨を記載すべきではないか。
- ・マークの「取消」はあるのか。

(食と暮らしの安全推進課)

- ・取組宣言に力をいれて募集している立場から、そういう記載は難しいところがある。
- ・宣言者は年1回更新義務がある。更新時に1年間どのようなことをしたのか、さらに1年もっと進んだ自主活動をしてもらえるかチェックをしている。
- ・更新時期に更新しない場合は取消の可能性もあるが、前例はない。意図的に違反をしたというような取消もない。
- ・「マークを使っていいですよ、この方は食の安心安全に一生懸命取り組んでいる方ですよ」という県の承認である。

(濃沼委員)

- ・食の安全の推進には取組宣言を促すとともに、県のチェック態勢の強化が必要である。

(食と暮らしの安全推進課)

- ・食の安全安心に自主的に取り組む人が宣言してくれる制度だと考えているので、偽装などはあまり考えていない。チェックとして、買い取り検査もやっている。

(濃沼委員)

- ・趣旨はよく分かるが、チェック体制が十分でなく、罰則規定もないのであれば県民は不安に感じるのではないか。悪意を排除できるようなシステムが必要ではないか。

(食と暮らしの安全推進課)

- ・もしやるとしても、内規のかたちでないとやりにくい。
- ・取組宣言をする人を増やすことだけを考えていた。

(濃沼委員)

- ・「みやぎ食の安全安心推進会議」についてご説明願いたい。

(食と暮らしの安全推進課)

- ・有識者、消費者・事業者代表で20名ほどで構成されている。県の組織で、年4回程度開催している。設立3年目である。

(濃沼委員)

- ・推進会議では、取組宣言が偽装される可能性について議論されたことがあるか。

(食と暮らしの安全推進課)

- ・議論されたことはない。

(濃沼委員)

- ・買い取り検査では589件中、不良品が28件もあったとされるが、問題があるのではないか。

(食と暮らしの安全推進課)

- ・簡単なものもカウントしているため、28件には内容に差がある。
- ・不良食品が出た場合には保健所でしっかり指導をしているが、取組宣言は取り消さない。

(濃沼委員)

- ・宣言の信頼性を高めるには、サンプル検査を行って、問題が起きた場合には取り消すこともできるようなようなしくみをつくる必要がある。
- ・数が増えることだけが良いとは必ずしも言えない。

## 政策 6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり

消防課長より説明

(濃沼委員)

- ・政策評価での総括では、「総合的に判断して～」のような記述はあまり意味がない。評価の結果、どのような課題があるのかなどを記載してほしい。

(事務局)

- ・政策評価(総括)では評価した結果で判明した課題などを書いてもらうような位置づけとしている。

(消防課)

- ・次回から注意したい。

## 政策 24 男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成

審議施策 施策 1 男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり

施策 4 高齢者がいきいきと生活する社会づくり

施策 5 女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護  
及び 政策全体の審議は次回以降の分科会に持ち越し

## 施策 1 男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり

男女共同参画推進課長より説明

(関田委員)

- ・「男女共生きいきワーキング推進事業」は廃止の方向性になっているが、理由は何か。

(男女共同参画推進課)

- ・廃止というよりは、予算を効率的に使うためである。この事業は、企業に男女共同参画の取組状況を訪問して調査をする事業だが、「ポジティブ・アクション推進事業」は入札参加の登録制度と関連づけて、こちらも企業の実施状況を把握して、確認書を交付するという事業である。予算上は別々だったが、関係するものなので併せて実施するということである。内容的には大きく変わっていない。

( 関田委員 )

・「ポジティブ・アクション推進事業」の評価はどのようにしているのか。

( 男女共同参画推進課 )

・「ポジティブ・アクション推進事業」について、県の入札参加登録制度に登録している事業所は約 8, 0 0 0 事業所あるが、この事業所にポジティブ・アクションに取り組んでいるかを記入してもらうシートを送付している。例えば、育児との両立支援や女性を役職者に登用しているかなどである。事業主にシートに記入してもらうことで、まず気づいてもらうことをねらいとしている。

良い取組をしている事業所は、入札参加登録の際にポジティブアクションシートで加点をされたというものを示せば、総合評点が 1 0 点加点される。場合によっては、より大きい工事の入札に参加できるなどのメリットがある。

・平成 1 7 年度は 8, 0 0 0 社に送り、2, 3 0 0 社から回答を得た。実際に加点されるほど良い取組をしているのは 1 5 6 社だった。

・平成 1 6 年度から実施し、昨年度が 2 回目である。入札には「建設業」と「建設関連」、「その他物品」というものがあるが、平成 1 6 年度は「建設」で、平成 1 7 年度が「建設関連」まで対象を広げて実施した。確認書を交付された事業所は平成 1 6 年度が 1 2 9 社で、平成 1 7 年度は 1 5 6 社に伸びている。「建設関連」が増えたということもあるが、制度が少しずつ浸透してきたと考えている。

( 関田委員 )

・善意で回答しているということになるのか。

( 男女共同参画推進課 )

・就業規則や役員の構成の資料等を求めて、確認をしている。併せて N P O と協力して訪問調査も実施していて、実際に取り組んでいるかも確認している。

( 濃沼委員 )

・入札で有利になるような具体的なメリットを与えると、形だけのポストをつくるようなことになるおそれはないのか。

( 男女共同参画推進課 )

・可能性はあるが、訪問調査では経営側だけではなく、労働者本人にも聴き取りをしている。

( 濃沼委員 )

・加点は障害者の雇用なども対象になるのか。

( 男女共同参画推進課 )

・障害者や環境の取組 ( I S O ) も対象になるようである。

( 濃沼委員 )

・人材開発セミナーはどういう人が参加するのか。

・男性は参加できるのか。

( 男女共同参画推進課 )

・毎年違う人が参加している。土曜日に開催しているので、平日勤務の方であれば参加できる。

- ・参加は女性のみである。事業の目的は、女性委員の審議会等への登用率を上げるためなので女性に限定している。

(濃沼委員)

- ・例えば夫婦で参加したり、男性の上司に参加してもらうことなどで男性の理解も進むということがあるのではないかと。

(男女共同参画推進課)

- ・男女でともに参加するイベント等は他に開催している。この事業は政策立案等の場へ参画できる女性を育成することを目的とした事業である。
- ・男性の理解については他の事業を実施して呼びかけていきたい。

#### 施策4 高齢者がいきいきと生活する社会づくり

長寿社会政策課長説明

(関田委員)

- ・シニアカレッジは、1回あたり何人が参加するのか。1人何回参加するのか。
- ・どのような成果があるのか。

(長寿社会政策課)

- ・予算の関係で、定員が40名である。事業主体の県社会福祉協議会からは、要望が多いと話を聞いている。各地域で実施しており、大きな会場がとれないという事情もある。
- ・1カリキュラムで22回開催する。月2回実施する。
- ・最終的な成果は、地域に戻って活動してもらうことである。悉皆調査はしていないが、県としては、卒業して終わりではないので、その動機付けを目的としていた事等も併せて実施している。
- ・卒業生の中から、自分で地域の課題を拾って、企画をして、人を集めて対応するというところで、誘導しながら活動している。

(関田委員)

- ・卒業生がどうしているのか、アンケートはしているのか。
- ・卒業生の数はどうなっているか。

(長寿社会政策課)

- ・アンケートはとっていないが、受講者同士の同窓会ができて、仲間づくりは盛んである。一番の効果は仲間ができることである。卒業生は、地域で活動しようとしても1人ではできないので、仲間ができたことを一番喜んでいる。
- ・卒業生は平成15年で1,615人、16年で1,803人、17年で1,996人で、毎年約190名増えている。

(濃沼委員)

- ・参加費は無料か。
- ・卒業生が何人リーダーになって活動しているかは分からないのか。個人の利益になっていることもあるのか。

(長寿社会政策課)

- ・自己負担が1年15,000円である。
- ・何人リーダーになっているかは分からない。個人の利益になっている部分もないとはいえない。

(関田委員)

- ・受講内容はどうなっているか

(長寿社会政策課)

- ・内容は一般教養・健康福祉・地域活動と分けている。クラブ活動・旅行もある。

(濃沼委員)

- ・民間でやっていることとどこがちがうのか。リーダーになってもらうという目的が達成されているのか。どうして調査をしないのか。

(長寿社会政策課)

- ・リーダーにはなっているのだが、数を把握はしていないということである。

(濃沼委員)

- ・それでは評価にならないのではないか。

(長寿社会政策課)

- ・地域リーダーという特色はあるが、それだけではない。県としては、仲間づくりや学習機会という目的もあるので、地域リーダーになることを強制はできない部分がある。

(濃沼委員)

- ・この事業はリーダーとなる人材を育てることが目的である以上、それがフォローされなければならない。

(長寿社会政策課)

- ・無くては困ると考えている。リーダーとなることへのフォローについて何らかの検討を行いたい。

(関田委員)

- ・こういう内容もやってほしいなどの意向調査はしているのか。

(長寿社会政策課)

- ・それはやっている。

(長寿社会政策課)

- ・県は地域のリーダーになってくれという誘導施策でやっているが、結果的に参加者が地域でどのような活動するかというのは、いくら県費が入っているからとはいえ、必ずしも義務的にやらせるものではなく、個人が自発的に行うものである。

(関田委員)

- ・地域のリーダーとしてのニーズはたくさんあると思う。例えば、県庁の中でも「地域にこういう高齢者のリーダーがいてくれたらいい」というニーズはあるのではないか。そういう情報を提供すると、卒業者は「こういうことを自分はやっていきたい」という風に動いていくのではないか。何もなければ「リーダーとは何だ」と分からず、受け皿もないのでなかなかリーダーにはなれないかもしれない。

(長寿社会政策課)

- ・情報提供は今年から行うようにした。マッチングという意味合いで、いろいろな学習機会・参加機会のデータ集を渡している。種はまいている。
- ・最終的な成果として、最後まで追うべきだということであれば、そうかもしれない。それは可能なので、卒業生のその後の活動状況を調査したい。もしあまり参加していないようであれば、考えてみるということもあるかもしれない。

(濃沼委員)

- ・リーダーを養成することはどんな意味があるのか。リーダーができることで、地域の高齢者にどんなメリットがあるのかが分からない。
- ・高齢者の自立を促すならもっと幅広くやるべきだと思う。
- ・県費を使うからには目的があいまいではいけない。

(長寿社会政策課)

- ・高齢者がこれから増えていく。高齢者はこれからは弱者ではなくて、高齢者自ら地域を支えていく、そういう役割があるんだという意識を持ってもらいたい。役割は何でも良いと考えている。
- ・船頭だけをつくらうということではない。
- ・卒業生が地域に行けば必ずリーダーになるという訳ではない。あくまでも自分で社会参加をしていこうという人材を育てることである。
- ・このカリキュラムの成果を調べる。その効果としてリーダー活動をしたのか、地域活動に参加したのか、あるいは全く参加していないのか、調べてみたい。

(濃沼委員)

- ・政策評価指標「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」は再検討願いたい。1年間の変化がわかるような指標は考えられないのか。

(長寿社会政策課)

- ・この政策評価指標で満足しているわけではないが、代替する指標がない。
- ・高齢者がいきいきしているということは、働くということもあるだろうし、無業者でもいろいろな活動しているということもあるかもしれない。そういうものをひっくるめた指標は他にとれない。

(濃沼委員)

- ・年齢別の高齢者が働いている割合のデータはないのか。

(長寿社会政策課)

- ・高齢者(55歳以上)が働いている割合のデータは県労政雇用対策課所管になるが把握はできると思う。

(濃沼委員)

- ・年間の有業者数は指標として使えるのではないか。

(長寿社会政策課)

- ・雇用だけでよければ指標にすることはできると思うが、雇用だけでこの施策を評価することは趣旨があわない。

- ・社会生活基本調査は今年度調査年にあたり来年度はデータが出る。この結果により評価をした上で検討したい。

(濃沼委員)

- ・例えば、有業者数と社会福祉活動や社会奉仕活動をしている人の数が連動しているなどのデータがあれば、「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」の数値を用いて社会活動している者の割合を推定できるかもしれない。

施策5「女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護」及び 政策全体の審議は次回以降の分科会に持ち越し

### 3 閉会

宮城県行政評価委員会政策評価部会

委員 濃 沼 信 夫

委員 関 田 康 慶